

総合会計 事務所ニュース

2010年3月 No.153

発行元

(株)総合会計 金巨功税理士事務所

TEL:083-973-8336 FAX:083-973-8337 HP:<http://www.sogo-k.net>

〒754-0014 山口市小郡高砂町8番11-201号

無くて七癖

～犬食いをしていた自分に初めて気づかされた瞬間～

「無くて七癖有って四十八癖」という諺があります。『人には多かれ少なかれ癖がある』と言う意味ですが、かく言う私も小さい頃、爪をかむ癖がありました。おそらく小学校高学年でやめたと記憶しているのですが、成長した今でも爪の形がいびつです。

しかし、こうした成長期の癖は親や親戚あるいは学校の先生、友人などが指摘してくれほとんどが無くなるものですが、成長してからの癖は、自分では気がつかないことがたくさんあると思います。しかも、年齢を重ねるごとに第三者の誰かが、その癖を指摘してくれる頻度が自ずと少なくなるのだろうと感じたことがあります。

過日の懇親会の席で正面に座ったSさんからいただいた割り箸をいれる袋に、次のような文言が書いてありました。

「食事をするときは左手を使った方が良いですよ。」

Sさんの指摘は、50歳を超えた大人が犬食い(いぬぐい)をするのは、あまりにも礼儀知らずで、恥ずかしいという戒めだと思いました。

しかし、このように指摘をしたり、あるいは反対に褒めることが近年の日本では少なくなったように思います。「人を傷つけない」とあるいは「人から干渉されたくない」と言った現象は、インターネットやゲームソフトなどIT技術の向上と比例して、人と人との「絆」を希薄にして行っているような気がしてなりません。

Sさんに深く感謝をしていますし、Sさんのような方が増えていく社会を願っています。今後ともSさんとよい関係を長く続けてさせて頂きたいと思った次第です。

皆様、私がまだ気付いていない癖や、気になるしぐさなどがありましたら遠慮なくご指摘ください！ よろしく願いいたします。



(株)総合会計 所長 金巨 功

～お知らせ～

4月1日(木)は事務所研修のため、お休みとさせていただきます。

～経営理念～

- 一、私たちは、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にす税制の実現をめざします。
- 一、私たちは、税務・会計・経営のエキスパートとして、中小企業のよりよきアドバイザーになることをめざします。
- 一、私たちは、みんなで創造し、みんなで分かち合い、みんなで成長しあえる事務所になることをめざします。
- 一、私たちは、地域にあてにされ、地域に貢献し、中小企業が光となるような社会をめざします。

緊急告知！

確定申告最終版のお知らせ

～介護サービスの医療費控除について～

確定申告の申告期限が目前に迫っていますが、身近な医療費控除にも落とし穴があります。特に介護サービスの中には、医療費控除の適用になるものとならないものがありますので、注意が必要です。

施設サービス	サービスの種類	内容	介護費 (1割負担額)	居住費・食費 (全額負担額)
	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	(対象額の2分の1)	(対象額の2分の1)
	地域密着型介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設	老人保健施設		
介護療養型医療施設	療養型病床群等			

居宅サービス	サービスの種類	内容	介護費	滞在費・食費
	訪問介護	看護師などの訪問による療養上の世話、必要な診療の補助	介護保険給付の対象外のものに係る自己負担額を含む)	
	訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導	在宅で診療に基づき実施されるリハビリテーション(主治医が必要と認めたもの)		
	通所リハビリテーション	デイケア(医療機関でのデイサービス)		
短期入所療養介護	ショートステイ(介護老人施設・介護療養型医療施設への短期入所)			

上記のほかに、居宅サービスの中で訪問介護(生活援助中心型を除いたもの)や、訪問入浴介護、認知症対応型通所介護(認知症高齢者向けデイサービス)などは、の表の医療用サービスと併せて利用する場合で、かつ介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限られます。

また認知症高齢者グループホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス) 注1、有料老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅 注2は控除の対象となりません。

- 1 低額な料金で入所できる施設
- 2 もっぱら高齢者世帯に賃貸する「高齢者専用賃貸住宅」のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出ているもの

指定居宅事業者(居宅サービスを提供する事業者で都道府県知事が指定するもの)が発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっています。

平成 21 年分消費税の確定申告

～間違いやすい個人の消費税の処理あれこれ～

(1) 不動産所得のある方で 2 年前にマンションや貸家を売却した場合

平成 19 年から引き続き不動産所得があり、いつもは消費税の申告義務がない人(基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の人)が平成 19 年に店舗や倉庫・マンション・借家などを売却し、その建物部分の売却が他の課税売上高と合算して 1,000 万円を超えている場合には、平成 21 年分の消費税の申告義務が生じることになります。なぜかといいますと、土地の売却は非課税ですが、建物の売却は消費税の課税対象となるからです。(ただし、この場合でも自宅や収益を生まない別荘の売却は事業として譲渡していないため課税対象となりません。)

平成 19 年に家屋を売却し、課税事業者該当しているケースで考えてみましょう。

(ケース 1)

- 平成 21 年の収入が住宅用の家賃収入のみであった場合
消費税の課税事業者となりますが、平成 21 年分の消費税の課税売上高がないため消費税の納付はありません。

(ケース 2)

- 平成 21 年の収入が住宅用の家賃収入と、事業用の家賃収入の両方がある場合
事業用の家賃収入に対して消費税が課税されます。
仮に事業用収入が 500 万円、消費税の課税仕入れが 100 万円の場合(いずれも税抜き)
一般課税制度を選択・・・ 20 万円の納税
簡易課税制度を選択・・・ 12.5 万円の納税

住宅用の賃貸だけでなく店舗などの賃貸をしている場合には、2 年後を見越して簡易課税の選択なども視野に入れて届出等を検討しましょう。該当しそうな方は、事務所までお問い合わせください。

(2) リース取引の消費税の処理

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年の改正で原則としてリース資産の引渡を受けた日に資産の譲受けがあったものとして、その引渡を受けた日の属する課税期間において消費税を一括して税額控除をします。

賃貸借処理している場合には、そのリース料を支払うべき日の属する課税期間の課税仕入とすることも認められます。(税務署の見解によると従来どおりの処理でも OK とのことです。)

会計処理の方法と消費税額の計算が異なる場合は、帳簿の摘要欄等にリース料総額を記載するか、会計上のリース資産の計上価格から消費税における課税仕入れに係る支払対価の額を算出するための資料を作成し、整理し保存することにより、帳簿においてリース料総額を明らかにする必要があります。



所長の登山日記



登山日

2008年3月29日(土)



山名

九鬼山 (くきやま 山梨県 970 ㍎)



日記

前日(2008年3月28日)に中同協(私が役員をしている中小企業家同友会の全国組織)の常任理事会が東京であり、翌日にいつもの税理士仲間と「どこか行きましょうよ」ということで山梨県大月市の九鬼山を仲間に選定してもらいました。

当日、JR高尾で待ち合わせ。富士急に乗り換えて、禾生(かせい)駅に降りました。駅の小さな待合室には、手作りの漬物が並び、しかも一袋100円と買いやすい量と値段です。仲間が買ってくれていたの、おにぎりと一緒に食べるとこれがすごく美味でした。



詳しくはブログをみてね。

<http://isaoyamanobori.blog74.fc2.com/>

国道を歩き案内に従って右折し、神社の脇の道を登山道に入り、午前8時30分登山口を出発しました。絶好の日和で、富士山がとても綺麗に見えて、感動！感動！でデジカメのシャッターを何枚も押しました。長い急坂を喘ぎながら進むと970㍎の頂上に70分で到着。一息入れて、次の目標に向かうも、道を間違え、結局は登った急坂を下る羽目になり、その後ルートはずれ、道なき道を「藪こぎ」をする羽目に。

藪こぎ 笹や雑草、竹などが繁茂して進行がままならない山野をかき分けて進むこと

午後2時には下山し、羽田の最終便には余裕をもって帰れましたが、翌日大腿四頭筋(ふともも)が悲鳴をあげました。



アクセス

富士急行線禾生駅近くの九鬼集落・田野倉駅方面などから登山道があります。いずれも登山徒歩2時間程度です。